

## 第 1 回 定 例 教 育 委 員 会 議 会 議 録

1. 招集日時 令和4年1月11日（火）午後4時29分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎  
委 員 加屋本 旬  
委 員 菅 沼 由 美  
委 員 信 夫 恵美子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹  
教 育 次 長 兼  
学校給食センター長 扇 田 誠  
学校教育課長 倍 楼 司  
生涯教育課長 竹 内 圭 介  
スポーツ振興課長 川 崎 元  
学校教育課庶務係 三 浦 啓 輔
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告（12月14日～1月11日分）について
6. 附議事件 議案第 1号 七飯町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について  
議案第 2号 七飯町立学校修学旅行等引率職員負担金取扱要綱の制定について  
議案第 3号 七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱の一部改正について  
議案第 4号 七飯町学校林設置条例の廃止について
7. 閉 会 午後5時14分
8. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 加屋本 旬

調整者 三浦 啓輔

別紙

- 與田教育長 : 定刻より少し前ですけれども、第1回教育委員会議を開催をしております。新年あけましておめでとうございます。
- 全員 : (おめでとうございます)
- 與田教育長 : 1年間、よろしく願いをいたします。
- 全員 : (よろしく申し上げます)
- 與田教育長 : それでは、次第にのっとりまして、令和4年第1回定例七飯町教育委員会議を開催をしております。まず、本日の会議録署名委員でございますが、加屋本委員にお願いをいたします。よろしく願いいたします。
- 続きまして、次第3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告、12月14日から1月11日までの分について、本日お配りした内容に基づいて御説明をしております。
- 12月14日、令和3年最後の定例教育委員会議を開催いたしました。
- 続きまして、翌日、定例校長会の開催をして、六つの事項について情報提供を行っております。
- 16日、北海道教育委員会教育委員の青山委員が大沼岳陽学校を視察に来ております。
- 続きまして、18日、ちょっと早いクリスマス「子どもクリスマスのつどい」についてということで、生涯教育課主催のクリスマスのつどいが文化センターで開催され、親子14組35名が参加をして、星形リースづくりやクリスマスソングに合わせた手遊びなどを行いました。
- それから20日、定例教頭・主幹教諭会議を開催して、校長会と同様の内容について情報提供を行っております。
- 22日、七飯町教育研究所主催の「教育講演会」が文化センターで開催され、大阪大学名誉教授の小野田正利さんによる講演が行われました。
- 続きまして、12月24日、町内の小中学校、義務教育学校が2学期の終業式を行っております。藤城小学校は1月17日から、その他の学校については1月19日からの3学期開始となります。なお、藤城小学校が2日早いのは、夏休みを藤城のお祭りの関係で2日間延ばした関係があつて、冬休みを2日間短くしてということでありませう。
- それから、本年に入りまして、1月7日、南渡島消防事務組合七飯消防出初式を行っております。
- それから9日、昨年は中止になりましたけれども、本年は大変申し訳ありませんが、御来賓の皆様については御遠慮願いましたが、子供たちと保護者については参加をしていただいて、無事七飯町の成人式が執り行われました。
- 144名の新成人が参加をして、無事終了したということでございます。
- 以上、昨年から本年にかけての教育行政動向報告について御説明をいたしました。質問、御意見等があれば賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 加屋本委員。
- 加屋本委員 : 1ページ目の12月22日、教育講演会について、小野田正利さんによる保護者対応トラブルということで、日本の中でも、今コロナで保護者の対応とかモンスターペアレントとか、そういうのがちょっと下火になっているように見えるけれども、日本でもそういうものに対する対応についてはピカ一の先生ではないかなというふうに私は思います。もし、この中で聞かれた人がいたら、参加した先生たちの反応はどうだったのかというのをちょっとお聞かせいただければありがたいかなと思っております。
- 與田教育長 : 私も聞いていたのですけれども、非常に現実には即したお話でよかったと思

ます。どの先生方も同じような考え方かなと思います。基本的には、モンスターペアレントがいるという前提、それから保護者との対応は録音をさせているという前提、そういう今まではあり得ないだろうということではなくて、全てがあり得るという前提で対応したほうがいいですよというようなことの内容でした。トラブルはあり得るという前提で学校経営をしたほうがいいですと。ただそれを防ぐためにはこういうふうにしたほうがいいですよというふうな、いろんな示唆に富んだ話もしていただきましたので、最近の講演会の中では、先生方にしてみると非常によかったのではないかなというふうに思います。

よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：では、以上で令和3年12月14日から令和4年1月11日までの教育行政動向報告は報告済みとさせていただきます。

続きまして、次第4、附議事件に入らせていただきます。

議案第1号七飯町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長：議案の2ページになります。議案第1号七飯町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について御説明いたします。

七飯町特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料、資料1の七飯町特別支援教育就学奨励費支給要綱の概要を御覧いただきたいと思います。

資料を御覧ください。1の制定理由でございまして。例年、特別支援教育就学奨励費の支給については、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に基づき事務処理を行ってまいりましたが、町条例等に事務処理に関する運用が明記されていなかったため、今回新たに要綱を制定するものでございます。

2の制定内容についてでございまして。特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき、七飯町立学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な補助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育機会の保障に寄与することを目的に定めるものでございます。

3の施行期日として、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第1号については、以上でございまして。議決いただきますよう、よろしく御審議願います。

與田教育長：では、ただいま提案がありました七飯町特別支援教育就学奨励費の支給要綱の制定について、質問、意見等あれば賜りたいと思います。

内容そのものが変わるということではなくて、法令の趣旨に合わせて文言を整備をするということでございます。

山川委員。

山川委員：これは、本当に必要な要綱であるというふうに思っておりますけれども、ちょっと教えていただきたいのですが、例えば制定内容で、「特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な補助」とありますけれども、例えば特別支援学級に就学するということで、一般の児童の就学などに比べて、どのような経費負担が増える可能性があるのですか。

学校教育課長：この特別支援教育の奨励費については、議案の3ページを御覧いただきたい

と思いますけれども、支給対象費目等ということで、第5条に支給対象費目を定めてございます。これについて、その上に支給区分がございしますが、第4条に保護者の収入額がこのような計算の中で、この区分の1ないし2に該当する場合に、この第5条に掲げている費目について、保護者の負担を軽減するということから、その分について町から奨励費を支給するというので、そのうちの2分の1については、国からの補助金を充てるというものでございます。

與田教育長 : 通常級の場合は、要保護、準要保護の制度で対応し、特別支援級に入った場合については、こちらのほうの制度を適用するということですね。だから、特別支援級に入ると、適用する制度が変わるだけの話。内容としては変わらないということです。  
あと、ほかにはございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : よろしいですか。では、議案第1号七飯町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定については、御承認賜ったものとさせていただきます。

では、続きまして、議案第2号七飯町立学校修学旅行等引率職員負担金取扱要綱の制定について提案説明いたします。事務局、お願いいたします。

学校教育課長 : 議案の5ページになります。議案第2号七飯町立学校修学旅行等引率職員負担金取扱要綱の制定についてでございます。

七飯町立学校修学旅行等引率職員負担金取扱要綱を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料、資料2の要綱の概要を御覧願いたいと思います。

1の制定理由として、例年、修学旅行等の引率職員の負担金については、各学校それぞれの任意の様式において七飯町教育委員会に請求があり、事務処理を行っているところではございますが、負担金の支出に関して法令上の整備がされていなかったことから、今後の各学校への負担金支出に係る様式や取扱いを統一するため、今回新たに要綱を制定するものでございます。

2の制定内容として、学校職員が修学旅行、校外学習その他これらに類する行事により、児童または生徒を引率した際に伴う経費、北海道等から支給される経費を除きますが、それらを軽減するため負担する負担金に関し、必要な事項を定めるものでございます。

3の施行期日として、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案2は、以上でございます。議決いただきますよう、よろしく御審議お願い申し上げます。

與田教育長 : 議案第2号七飯町立学校修学旅行等引率職員負担金取扱要綱の制定についてを提案説明させていただきました。この内容につきましては、先ほどと同じように、要綱を整備するものであって、新しく何かを付け加えるものではないということですので、その前提で質問、御意見等があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第2号七飯町立学校修学旅行等引率職員負担金取扱要綱の制定については、御承認賜ったものとさせていただきます。続きまして、議案第3号七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局より、提案説明をお願いいたします。

学校教育課長 : 議案第3号七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱の一部改正について御説明申し上げます。

七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱の一部を改正する訓令を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料、資料3を御覧いただきたいと思っております。

1の改正理由でございます。現状の就学援助費の取扱いを踏まえ、就学援助の種類に体育実技用具費を加え、また、就学援助費の返還について、新たに条項を加えるものでございます。また、これらの規定の整備に合わせ、所要の文言の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。これにつきましては、資料3の最後に新旧対象表を添付しておりますので、一緒にそちらを御覧いただきたいと思っております。第2条は、規定する就学援助の対象について、基本的に対象者に変更はありませんが、条項の編成、また文言の整備のため、全部を改めるものでございます。

次のページになります。第4条第1項第2号及び第5号中、「文部省」を「文部科学省」に改め、同項第7条の「学校病に係る医療費及び通院費」を「体育実技用具費」に改めます。この改正前の、学校病に係る医療費及び通院費は、町の医療制度により18歳まで無償化されていることからこれを削除し、新たに体育実技用具費を第7号とするものでございます。この体育実技用具費は、現在のスキー学習などで使用するスキー用具等の購入費については助成しておりますので、追加し、明記するものでございます。

次に、第4条の次に第5条就学援助費の返還を加えます。この条文については、七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付規則第8条で就学援助を受けている保護者が年度の途中において経済状況の好転及び児童生徒の転校等が生じた場合は、その内容を調査し、援助費の変更及び認定の取り消しを行うことになっておりますので、その事務手続について加えるものでございます。3の施行期日として、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次のページには、改正後の要綱の全文、その次のA3ページは受給申請書となっております。その次のページについては、今御覧いただいた新旧対照表を添付してございます。

議案第3号については、以上でございます。議決いただきますよう、よろしく御審議願います。

與田教育長 : では、議案第3号七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱の一部改正についてを説明いたしました。質問、御意見等あれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第3号七飯町要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱の一部改正については、提案のとおり承認賜うこととさせていただきます。

続きまして、議案第4号七飯町学校林設置条例の廃止について、事務局より提案説明をお願いいたします。

学校教育課長 : 議案第4号七飯町学校林設置条例の廃止についてを御説明申し上げます。七飯町学校林設置条例を廃止する条例を、次のとおり制定依頼することについて議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料第4の条例の概要を御覧いただきたいと思っております。

1の廃止理由についてでございます。かつて学校林は、学校の基本財産形成や児童生徒の教育活動を目的として設置された森林であります。現在は活用されておらず、今後も活用する見込みがないことから、学校林設置条例を廃止いたします。条例廃止後は、学校林周辺に存在する町有林と一元的に管

理したいと考えており、学校林を廃止した後については、農林水産課に所管換えを行う方向で検討してございます。

2の廃止内容でございます。現在、学校林を所有している学校は、峠下小学校、藤城小学校、七飯中学校、大中山中学校の4校でございますが、七飯町学校林設置条例を廃止すると同時に、学校林の用途を廃止し、その全てについて農林水産課への所管換えを行います。

3の施行期日として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

4は、現在の学校林の情報として載せてございます。峠下小学校、藤城小学校、七飯中学校、大中山中学校、この4校で、合計4.70ヘクタールを所有しており、その内訳でございますので、御確認をいただきたいと思っております。次のページは、現在の条例の全部を載せてございます。その次のページは、森林調査簿による学校林の状況、ちょっと字が小さくて見えづらいのですが、学校林の状況を載せてございます。その次のページからは、学校林の位置を示した地図を添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。緑色がついているのが、七飯町の森林区域でございます。その中で、赤の太枠で囲われたところが、それぞれの学校の学校林を表している図面でございます。

議案第4号については、以上でございます。議決いただきますよう、よろしく御審議願います。

與田教育長 : それでは、議案第4号七飯町学校林設置条例の廃止について、提案説明を申し上げます。質問、御意見等あれば賜りたいと思っております。何かありますか。加屋本委員。

加屋本委員 : 学校林なんて、何十年ぶりに聞きましたけれども、私らが小学生の頃は、年に二、三回はくわを持って、川を上って植林作業だとか、伐採だとか、そういうのによく行かされたというイメージだったのですけれども、ちょっと一つだけ気になるのが、学校林ですから、これ多分、国有地とか、町有地とか、そういうものだろうと思うのだけれども、その土地が町民によって寄贈されたとか、そういうのもあるのですか。そういうのが残っていると、後々何かあったら困るなという気がします。

学校教育課長 : 町所有の経過経緯については調べてございませんが、今、全ての学校林については、七飯町が所有する土地にあるということで確認をしております。

加屋本委員 : では、あくまで町有地という形で存在していて、これからは町で管理するということか。もう実際には、学校で活動していないですね。

與田教育長 : 結局学校林になって、町で管理してない。さっき加屋本委員がおっしゃったように、学校で子供たちが管理をするという前提できたのですけれども、それがやはり木材輸入化とかいろいろな問題があって、材の値段が下がってしまっていて、山自体を管理することができなくなってきたのです。町有林であれば、町が全部管理するのです。学校林は、町の所有地の中にある学校林という位置づけなので、町としては管理してない。ですから、そのところできちんと管理をして、財として将来的に売るような形にするためには、学校林が現に機能していないのであれば、それを廃止して、町有林に移管したほうが、管理ができるという発想で、今回、学校林の条例を廃止して、町のほうに所管を換えるという考え方で提案させていただいているということです。

加屋本委員 : 趣旨は十分分かった。ただ、心配だったのが、これらがかつて善意でもってやった跡があって、それを何で勝手にやったんだなんていう声が出たら困るのかなと思って、ちょっとそういうところは危惧されたものですから。今の趣旨はよく分かったのです。

與田教育長 :そこについては、一応確認できる範囲は学校を通して確認をしますし、あと地域のほうについても確認をしているはずですが。ただ、相当前の話なので、そもそもが分かる人がいなくなっているという状況もありますので、ただ全くそこがないかといったところは何とも言えませんけれども、ただ現状としては、ある程度調べた中ではそういうものの危惧はなかったということで理解をして、今回提案をさせていただいたところでは、議案第4条七飯町学校林設置条例の廃止については、提案のとおり承認賜ったということよろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 :ありがとうございます。  
以上をもちまして、令和4年第1回定例七飯町教育委員会議で用意した議案は全て終了いたしました。これをもって会議を終了いたします。ありがとうございました。